**個人情報取扱事業者の主な義務等一覧**

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等」（個人情報を含む情報の集合物であって、検索性のあるもので、電子データだけでなく紙も含まれます。不特定多数に販売されているものをそのまま使用する場合等は除きます。）を事業活動に利用している事業者です。営利・非営利を問わず、個人情報保護法の適用を受けます。

なお、次の規定は個人情報取扱事業者（の従業者等）にかかるものであるため、個人として取り扱う場合には、義務は課せられません。

**※ 個人情報取扱事業者に該当しない場合も、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いが必要です。**

★のついた項目は、平成29年５月30日施行の改正法で新たに義務化されたものです。

**●利用目的の特定（第15条）**

・　「個人情報」を取り扱うにあたっては、利用目的をできるかぎり特定しなければならない。

・　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

**●目的外利用の禁止（第16条）**

・　あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて「個人情報」を取り扱ってはならない（法令に基づく場合など例外あり。詳細は裏面※印を参照）。

**●適正な取得（第17条）**

・　偽りその他不正な手段により「個人情報」を取得してはならない。

★　あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報☆を取得してはならない（法令に

基づく場合など例外あり裏面※）。

☆　要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害を受けた事実その他の、差別・偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報。

**●取得時の利用目的の通知等（第18条）**

・　「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

・　「個人情報」を本人から直接書面等で取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

・　利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

　　（上記３規定には、本人又は第三者の権利利益等を害するおそれがある場合や、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合等には通知・公表を行わなくてもよいとする例外あり。）

**●データ内容の正確性の確保等（第19条）**

・　利用目的の達成に必要な範囲内において、「個人データ」を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

★　利用する必要がなくなった時は、当該「個人データ」を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

**●安全管理措置（第20条）**

・　「個人データ」の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「個人データ」の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

**●従業者・委託先の監督（第21条・第22条）**

・　「個人データ」の安全管理が図られるよう、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（裏面に続く）

**●第三者提供の制限（第23条）**

・　あらかじめ本人の同意を得ないで、「個人データ」を本人以外の者（第三者）に提供してはならない（法令に基づく場合など例外あり。詳細は下部※印を参照）。

**●外国にある第三者への提供の制限（第24条）**

★　外国（日本と同等の水準にある個人情報保護制度を持つ国を除く）にある第三者に「個人データ」を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（法令に基づく場合など例外あり※）。

**●第三者提供に係る記録の作成等（第25条）**

★　「個人データ」を第三者に提供した時は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（法令に基づく場合など例外あり※）。

★　当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則３年）。

**●第三者提供を受ける際の確認等（第26条）**

★　第三者から「個人データ」の提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない（法令に基づく場合など例外あり※）。

・　当該第三者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者名

　・　当該個人データの取得の経緯

★　当該確認を行ったときは、提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

★　当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則３年）。

**●利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（第27条～第33条）**

・　保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的、開示・訂正・利用停止等の手続、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。

・　本人から、「保有個人データ」に係る、開示・訂正・利用停止等の請求を受けたときは、遅滞なく開示等の必要な対応を行わなければならない（開示することにより他の法令違反となる場合など例外あり）。

**●苦情の処理（第35条）**

・　本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

・　本人からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、（苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など）必要な体制の整備に努めなければならない。

●**罰則（第83条）**

★　個人情報取扱事業者（法人等の場合は、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者（これらであった者を含む）が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製・加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

※法令に基づく場合などの例外とは、次のものを指します（第16条、第23条第１項、第24条）。なお、第17、25、26条については、次に示すもの以外にも例外がありますので、詳しくは法令を御確認ください。

　①　法令に基づく場合

　②　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

　③　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

　④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき